

東村山市立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市立保育所条例の一部を改正する条例

東村山市立保育所条例（昭和 3 8 年東村山市条例第 2 0 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東村山市立第二保育園及び第六保育園を民間法人に移管するため、本案を提出するものである。

東村山市立保育所条例の一部を改正する条例

東村山市立保育所条例（昭和38年東村山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

別表第1 東村山市立第二保育園の項を削る。

別表第1 東村山市立第六保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1 東村山市立第二保育園の項を削る改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

東村山市立保育所条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(設置)

第1条 市内に居住する児童を、その保護者とともに、心身を健やかに育成するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、保育所を設置する。

別表第1（第2条）

東村山市立保育所

名称	位置
東村山市立第一保育園	東村山市本町4丁目15番地
東村山市立第三保育園	東村山市多摩湖町1丁目23番地4
東村山市立第四保育園	東村山市美住町1丁目4番地
東村山市立第五保育園	東村山市秋津町4丁目25番地15
東村山市立第七保育園	東村山市栄町1丁目36番地51

旧 条 例

(設置)

第1条 市内に居住する児童を、その保護者とともに、心身を健やかに育成するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、保育所を設置する。

別表第1（第2条）

東村山市立保育所

名称	位置
(同左)	
東村山市立第二保育園	東村山市萩山町1丁目36番地1
(同左)	
(同左)	
(同左)	
東村山市立第六保育園	東村山市久米川町4丁目4番地10
(同左)	